

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」のもとに 審査される研究は、研究機関の長(学長)から 「承認」が得られるまで、開始できません

臨床研究等倫理審査委員会で「条件付承認」が通知された時点では、研究を開始できません。

委員会からの指摘事項に適切に対応し、再度委員会の審査を受け「承認」を得ることが必要です。委員会での「承認」結果を学長が「承認」し、学長が申請者に「承認」を通知して初めて研究を実施できます。

